

平成28年度第1回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日時：平成28年5月10日（火）13時30分～15時15分

場所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】

鳥居 拓弥、佐藤 政明、横井 徳明、小柳 松夫、堀尾 憲生、
亀井 道代、北出 恵子、伊東 廣二郎、鈴木 淑博、長内 敏将、
石田 知早人、五藤 隆夫、川渕 義隆、井戸 新二、河村 典久、
市川 紀六、貝 隆、辻 勝哉、馬場 容子、

（19名）

【欠席委員】

正門 武彦

（1名）

【事務局】

松岡市民生活部長、小林市民生活部次長、川尻廃棄物対策課長、藤田係長、
余語係長、竹村主事、近藤主事補

内 容

川尻課長

本日はお忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。
私は本日の進行を務めます、廃棄物対策課長の川尻です。よろ
しくお願いします。

今回は委員の改選となりますので、会を始めます前に委嘱状
の交付をさせていただきたいと思えます。

委嘱させていただく委員は、区長会代表者6名、各種団体代
表者6名、事業者代表3名、学識経験者1名、一般公募4名の
20名であります。本来ならば、お一人お一人にお渡しする
ところではありますが、時間の都合もありますので、代表の方にご
受取いただきたいと思えます。

一般公募として委員になられました馬場 容子様、前の方
にお願いします。

沖本副市長

～ 委嘱状交付 ～

川尻課長	それではここで、沖本副市長よりご挨拶申し上げます。
沖本副市長	～ 副市長あいさつ ～
川尻課長	引き続き、委員の皆様には事務局より委嘱状をお渡しさせていただきます。
	～ 委嘱状配布 ～
川尻課長	<p>これより第1回廃棄物減量等推進審議会に移ります。会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆様はご起立ください。</p> <p>本日の次第の裏面に市民憲章を掲載しておりますので、そちらをご覧ください、私が先導させていただきます。続いて、唱和をお願いいたします。</p>
	～ 市民憲章唱和 ～
川尻課長	<p>それではこれより平成28年度第1回の小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。本審議会の会長及び副会長が決定するまでは廃棄物対策課長 川尻が進行をさせていただきます。</p> <p>本来であれば委員の皆様には自己紹介をお願いするところですが、時間の都合により名簿を読み上げさせていただくことで、ご紹介に代えさせていただきます。資料1ページをご覧ください。</p>
	～ 委員紹介 ～
川尻課長	続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
	～ 事務局紹介 ～

川尻課長	<p>また、この会議及び会議の議事録は公開となっております。ご承知おきください。</p> <p>それでは、まず事務局から次第4の小牧市廃棄物減量等推進審議会について説明させていただきます。</p>
竹村主事	<p>それでは説明します。</p> <p>お手元の資料2ページをご覧ください。</p> <p>本審議会は、平成20年4月1日から施行されました小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例に基づきまして設立されたものです。</p> <p>条例第6条第2項にありますように20名以内の委員を持って組織することとなっております。</p> <p>委員の任期につきましては、資料の3ページになりますが、規則第3条第2項及び第3項にありますように2年とし、再任は妨げないこととなっております。</p> <p>現委員の皆様方につきましては、来度末までとなっております。</p> <p>また、当審議会の審議事項としては、資料の4ページにあります廃棄物減量等推進審議会運営要綱の</p> <p>第2条（1）一般廃棄物処理計画に基づく実施計画等の推進に関すること</p> <p>（2）廃棄物の減量、再利用等の推進等に関すること</p> <p>となっておりますので、これらについて年間に3回ほど審議いただきます。</p> <p>また、本年の開催日程については、資料6ページをご覧ください。</p> <p>第1回は本日開催しております。議事としましては次第のとおりでございます。</p> <p>続いて、第2回は平成28年9月下旬を予定しております。議事としましては、</p>

- ・平成29年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について
 - ・小牧市分別収集計画（案）について
 - ・小牧市災害廃棄物処理計画（案）について
- の3点を予定しております。

一般廃棄物処理実施計画について説明します。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃棄物処理法の第6条第1項の規定により、市町村はその区域内におけるごみに関する処理と生活排水の処理について一定の計画を定めなければならないとされています。この計画は長期的視点に立った基本計画と基本計画を基に年度ごとに定める処理実施計画の2つから構成されます。つまり、一般廃棄物処理実施計画とは、小牧市のごみの処理について基本計画を基に単年度ごとに定めた計画です。

分別収集計画とは、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに最終処分場の延命化を図るため、容器包装リサイクル法第8条で「市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。」とされている計画です。

小牧市災害廃棄物処理計画とは、市内における過去の災害や東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予測される大規模地震や水害、その他自然災害に対する事前の体制整備を中心とし、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を促進するため、環境省が示す「災害廃棄物対策指針」や愛知県が策定する「災害廃棄物処理計画」に基づき策定します。しかし、現在、愛知県の「災害廃棄物処理計画」の策定が遅れており、予定している第2回審議会に本計画の案を委員の皆様にお示しできない可能性が有ります。従いまして、本計画案の進捗状況によっては第2回審議会を予定より遅らせる、または審議会を1回増やす場合がございます。そういった場合は事前に委

員の皆様にご連絡いたします。

続いて第3回は2月を予定しております。議事としましては、

- ・小牧市災害廃棄物処理計画（案）について
- ・小牧市生活排水処理基本計画について
- ・小牧市一般廃棄物処理実施計画について
- ・分別の簡素化と収集体制の見直しについて
- ・資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について

の5点を予定しております。

小牧市災害廃棄物処理計画と小牧市一般廃棄物処理実施計画については、第2回で審議いただいた内容を基に策定したものをお示しする予定です。

生活排水処理基本計画について説明します。先に説明しました廃棄物処理法の第6条第1項に定められる生活排水、つまり、し尿と水洗便所以外の排水である生活雑排水と、し尿と水洗便所から排水の処理についての長期的視点に立った基本となる計画です。

分別の簡素化と収集体制の見直しについては、平成27年4月より小牧岩倉エコルセンターにて新炉が稼働を始めたことを受け、より市民の利便性を高めるため、分別の簡素化と収集体制の見直しについて検討した結果を説明します。

資源回収貢献団体及びごみ集積場管理功績団体の選考について説明します。資源回収貢献団体とは、本市が実施している資源回収団体に対する奨励金の交付事業に関して本市が目指す目標に対して大いに貢献していると判断できる団体であり、ごみ集積場管理功績団体とは、本市内の129の行政区のうち、ごみ集積場の管理状態が優れていると判断できる行政区の事です。それぞれに該当する団体を審議いただき、毎年3月に開催

川尻課長	<p>する資源回収団体連絡会議の冒頭において感謝状贈呈式を行うものです。</p> <p>続きまして、次第5の議事に入ります。</p> <p>議題（1）「会長及び副会長の選出について」ですが、規則第4条第1項で「審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める」となっておりますが、いかがいたしましょう。</p>
貝委員	<p>特に立候補などないようですので、事務局の提案などはございませんか。</p>
藤田係長	<p>事務局案としましては、例年区長会連合会長に会長をお願いしております。これは、各お地元の課題としてごみの案件が大きな比率を占めており、小牧市のごみの現状について現場の声を一番把握されていらっしゃるためです。従いまして、会長に小柳委員、また副会長には昨年度から副会長として本審議会にご尽力いただいております五藤委員に引き続きお願いをできればと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>～ 異議なし ～</p>
川尻課長	<p>ご異議なしとのことですので、当審議会の会長には小柳松夫委員、副会長には五藤隆夫委員が選任されました。お二人とも前の席へお願いします。</p>
小柳会長 五藤副会長	<p>～ 着席 ～</p>
川尻課長	<p>それでは、ただいま就任されました小柳会長、五藤副会長にごあいさつをいただきたいと思います。</p> <p>まず、始めに小柳会長お願いします。</p>

小柳会長	～ あいさつ ～
川尻課長	ありがとうございました。 続きまして、五藤副会長お願いします。
五藤副会長	～ あいさつ ～
川尻課長	ありがとうございました。 それでは、規則第4条第2項の規定により小柳会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
小柳会長	それでは、議題（2）「小牧市ごみ処理基本計画に掲げる目標の達成状況について」事務局の説明を求めます。
藤田係長	それでは、議事2にあります「小牧市ごみ処理基本計画に掲げる目標の達成状況について」を説明いたします。 達成状況の説明に入る前に今回は改選してから初めての会となりますので、まず、ごみ処理基本計画について説明させていただきます。 先にお配りさせて頂いております、この青い冊子となりますが、ごみ処理基本計画2ページの「計画の位置付け」をご覧ください。 図の右下の「小牧市」とある枠内となりますが、市町村は廃棄物処理法の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関して「一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み」、「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」、「一般廃棄物の種類及び分別の区分」、「施設の整備に関する事項」などを定めた「一般廃棄物処理計画」を定めなければならないとされています。 一般廃棄物処理計画は、目標年次を10年から15年先において長期的視点に立った基本方針を定める基本計画と、後ほど「その他」でも説明いたしますが、この基本計画に基づき年度

ごとに策定する実施計画に分類されます。

このごみ処理基本計画は、本市のごみ処理について長期的な基本方針を定めた基本計画であり、平成22年3月に策定した前計画から国において平成25年の小型家電リサイクル法の施行といった制度改正や循環の質に着目した新たな施策が掲げられたこと、また、本市においても平成27年度からの小牧岩倉エコルセンターの新ごみ処理施設の稼働に伴い、これまでのごみ処理方法が大きく変わることなど、計画時の諸条件に大きな変動が生じたことから平成26年度に改定を行うこととし、本審議会に諮問させていただいた上で平成27年3月に新たに策定したものであります。

計画の期間としては、3ページにありますとおり平成27年度を初年度として、中間目標年度を平成31年度、最終目標年度を平成36年度とした10ヵ年の計画となっております。

計画書の22ページをご覧ください。

本計画は、基本理念を前計画から継続して「資源循環型社会の構築」とし、この基本理念の実現のために3つの基本方針「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」、「市民・事業者・行政の協働による3R推進」、「柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理」を定めております。

そして、24ページ以降にありますよう各基本方針に沿った具体的な取り組み内容を定めておりますが、この内容に応じた目標の達成状況については、この後に説明させていただきます。

計画書の23ページにお戻りください。本計画では、ごみ減量や資源化の施策に取り組んでいくことにより達成を目指す目標数値として、

「資源を除いた家庭系ごみの1人1日あたりの排出量」について、中間目標年度の平成31年度は430g以下、最終目標年度の平成36年度は420g以下。

「資源を除いた事業系ごみの年間排出量」について、平成31年度は11,700トン以下、平成36年度は11,500トン以下。

そして、「再資源化率」については、平成31年度は36%以上、平成36年度は37%以上と定めております。

なお、各年度の詳細な見込み量等は、計画書の巻末のA3資料に記載してありますので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは、改めまして議事の「小牧市ごみ処理基本計画に掲げる目標の達成状況について」説明させていただきます。本日の会議資料の8ページをご覧ください。

まず、目標数値の達成状況についてであります。 「資源を除く家庭系ごみの1人1日あたり排出量」については、目標値の442.7gに対して実績値が443.6gとなっております。また、その下の「資源を除く事業系ごみの年間排出量」については、目標値11,914トンに対して実績値が約12,517トンとなっております。

これらについては、会議資料を1ページお戻りいただき、7ページの平成27年度のごみ・資源排出状況をご覧ください。

家庭系ごみの数値については、この表の上段にあります燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみの年間排出量の合計Aを日数、人口で割り返したものであり、表の下段にあります「ごみ・資源の市民1日1人あたり」の欄の上から4段目のAにあるものとなります。

前年の26年度と比較しますと2.48g増加しております。これは、上段の各ごみの年間排出量で見えますと、燃やすごみの排出量が前年度と比較して約281トン増加したことによるものであります。

これにつきましては、平成27年度から小牧岩倉エコルセンターの焼却炉が何でも燃やせるガス化溶融炉となったことで市民の分別意識が低下し、燃やすごみに資源等が混入したといっ

たことも懸念される場所ですが、中段の資源の欄のプラスチック製容器包装となりますが、比較的燃やすごみに混入される割合が多いプラスチック製容器包装の排出量を見てみますと、前年度より約31トン増加していることから分別意識の低下というよりは、経済活動の活性化等、別の要因によるものと考えております。

なお、資源につきましては中段の資源小計Bとなりますが、年間排出量が約7,903トンで前年度と比較して35トンの減となっております。

これは、昨年7月から第2資源回収ステーションで回収を開始した剪定枝が約309トンの増加となっているものの、新聞や段ボールなどの古紙類が民間の古紙コンテナの普及により大きく減少したことによるものであります。

次に、少し下の事業系ごみCとなりますが、小牧岩倉エコルセンターに排出された事業系一般廃棄物については約12,517トンで、目標値11,914トンを大きく上回っております。これは平成26年度に事業系ごみの排出量が大きく増え、約12,644トンであったことに起因しており、平成27年度は平成26年度と比較しますと約127トン減という結果となっております。

8ページにお戻りください。再資源化率につきましては、先の7ページの市内で排出されたごみ・資源排出量とは別に集計しております草木や食品残渣など市外の再資源化施設に搬出された事業系資源などの数値が確定していないため、空欄とさせていただきます。確定次第、またご報告させていただきます。

次に、二つ目の表の「愛知県内10万人以上の市町村における順位（平成26年度実績）」ですが、これは環境省が実施している一般廃棄物処理実態調査における県内市町村のごみ排出量の集計結果が先日公表されたため、ここでもご報告させていただきます。

統計の方法が市とは違っているため市の資料とは直接比較はできませんが、資料にありますとおり本市のごみ排出量及びリサイクル率は県平均より良好な結果となっており、いずれの項目でも県内で3位以内となっております。

次に取組み状況について、説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほど説明させていただきましたごみ処理基本計画の24ページから記載しております各方針に基づく取組み内容ごとに、達成状況を◎、○、△で評価しているものであります。計画書とあわせてご覧いただきたいと思っております。

まず、方針1の「市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」、取組1－(1)の「各種媒体を通じた市民・事業者への積極的な情報提供」、①の「市民・事業者への情報提供」の「広報やホームページ及び各種パンフレット等の活用」についてですが、平成27年4月からの「燃やさないごみ」の名称を「破砕ごみ」に改めたこと、新設した「危険ごみ」の周知を始め、ごみの出し方や各種ごみ減量化施策の案内などをパンフレット、広報、ホームページ、ケーブルテレビ等で行ったほか平成27年度は、外国人のためにポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語のごみの分け方と出し方のパンフレットを新たに作成し、市の窓口や外国人を雇用している事業者や共同住宅の管理会社等を通じて広く配布を行いました。

次に、「新たな媒体の活用」についてですが、後ほど「その他」でも説明いたしますが、ごみ分別アプリ「ごみの日ナビ」を本年5月1日から配信いたしました。

こちらについては、現在はまだ日本語でしか対応していませんが、将来的には外国語でも対応していきたいと考えております。

次に、取組1－(2)の「市民・事業者の意識啓発」、①の

「市民の意識啓発」の「排出指導の徹底」についてですが、昨年12月に小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例を改正し、長年問題となっている共同住宅の不適正排出について、共同住宅の所有者等に対して、居住者に対して指導啓発を行うこと、また、所有者等自身も当該共同住宅専用ごみ集積場の清潔の保持に努めることといった責務を課すとともに、市も所有者等に対して改善指導又は独自のごみ集積場の設置命令ができる旨を規定し、指導の強化を図りました。

なお、ごみ集積場の巡回や不適正排出者に対する指導を行う廃棄物適正処理指導員ですが、今年度から2名増員し、4名体制で行っております。

次に、「感謝状の贈呈」ですが、ごみの発生抑制・資源化、ごみの集積場美化に積極的に取り組む団体に感謝状を贈呈し、活動の継続とモチベーションを高めることなどを目的に実施し、平成27年度も本審議会でご審議いただいた上で、資源回収貢献団体15団体とごみ集積場管理功績団体として8行政区に対して感謝状の贈呈を行いました。

次に、「自主回収場所の利用促進」ですが、資源の排出について、市民の排出利便性の向上を図るため市内のスーパー等の空きスペースを利用した「資源回収コンテナ」を設置するよう働きかけ、あわせて市民に対してもパンフレットや出前講座による周知を行っております。

次に、「エコハートショップ認定制度の推進」ですが、エコハートショップとは、市が市内においてごみの減量、排出抑制、再生品商品の販売、その他リサイクル活動に積極的に取り組んでいる販売店をエコハートショップとして認定するもので、平成18年度から開始し、現在18店舗を認定しております。

次に、計画書では26ページとなりますが、「リサイクルプラザ（エコハウス・小牧）での啓発活動」ですが、中間処理施設であるリサイクルハウスでは、空きびん、空き缶、ペットボトルの選別、圧縮、減容といった処理工程の見学会、啓発施設であるプラザハウスでは、とんぼ玉作り、紙すき体験といった

リサイクル体験教室、古着・古本のリユースコーナーなどの設置を行い、意識啓発に努めていきます。

次に、②の「事業者の意識啓発」の「販売・生産事業者への指導」ですが、過剰包装等の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用等について、販売・生産事業者に引き続き要請してまいります。

次に、「排出事業者への排出指導」についてですが、排出事業者に対して、分別排出指導を実施してまいります。

なお、平成27年度は、事業者向けパンフレットを新たに作成し、N T Tタウンページ掲載企業約5,400社に送付いたしました。

次に、「不用品回収業者への指導」ですが、不用品回収業者とは、主に家庭から排出された一般廃棄物を廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物処理業の許可を得ずに回収している業者のことであり、各家庭に「〇〇を無料で回収しています」などといったチラシを投函したりしています。こういった行為は違法行為であり、収集されたものは不法投棄や不適正な処理が行われる可能性も高く、また、高額な処理料金を請求されるといったトラブルも発生することがあります。

市においてもこれらの情報を把握した際には、適宜指導を行ってまいります。

次に方針2の「市民・事業者・行政の協働による3R推進」、取組2-(1)の「家庭系ごみの排出抑制及び資源化」、①の「排出抑制」の「生ごみの堆肥化」についてですが、計画書にも記載してありますように、コンポスト・密閉容器の無償貸与制度については平成5年度から開始して以来、コンポスト容器については8,000世帯以上、密閉容器については1,700世帯以上と多くの方に利用していただきました。

しかしながら、新たに本制度を利用する方も年々減少してきたことからほとんどの市民に行き渡り、生ごみ堆肥化容器を体

験的に利用していただくという所期の目的は達成したものとして平成27年度をもって本制度を廃止し、本年度から補助制度に切り替えをいたしました。

以前の無償貸与では、1世帯につき2基までという制限がありました。補助制度では自己負担は生じるものの無償貸与制度の利用者でも対象となることから、生ごみの自家処理は今後も促進されていくものと考えております。

次に、「子ども服リユース」ですが、この事業は3Rの推進を図るとともに子育て支援に繋げることを目的として、市内8か所の児童館において概ね小学校低学年までの不要になった子ども服やマタニティを引き取り、必要とされる方に提供するものであります。平成24年度から開始し、平成27年度は約5,700人の方に、約18,900点の子ども服を提供しました。また、本年度も予定しておりますが、11月に勤労センターで開催された「こまキッズフェスタ」においても臨時イベントを開催し、多くの方にご利用いただきました。

次に、計画書では27ページとなりますが、「剪定枝粉碎機の貸出」についてですが、こちらは平成22年度から実施してありますが、今後も市民に粉碎機を無償貸与し、家庭から出た剪定枝をチップ化して有効利用していただくことにより燃やすごみの減量及び資源化を図っていきます。

次に、②の「資源化の推進」の「小型家電からの有用金属の回収」ですが、電子機器に使用されているレアメタル等の資源化を促進するため、平成26年7月から第1資源回収ステーションでパソコン・携帯電話の回収と宅配回収を開始したところですが、市民の排出利便性を向上するために昨年10月から第2資源回収ステーションでの回収も開始しました。平成27年度の資源回収ステーションでの回収実績としては、携帯電話やノートパソコンやハードディスクといった高品位なものは6.6トン、キーボードやデスクトップといった低品位なものは7.8トン、あわせて約14.4トンと多くの方に排出して

いただいております。

次に、「古紙類の資源化」ですが、燃やすごみには、特に菓子などの箱、封筒、メモ用紙といった雑がみの混入がまだまだ多く見られます。今後も啓発・指導に努め、また、先ほど「自主回収場所の利用促進」でも触れましたが、古紙回収コンテナの設置拡大など排出機会の増加に努めてまいります。

次に、「剪定枝の拠点回収」については、先ほども少し触れましたが、昨年7月から大草にありますリサイクルプラザ内の第2資源回収ステーションにおいて、200㎡の仮置き場を設置し、剪定枝の拠点回収を開始しました。

3月までで約309トンの搬入があり、燃やすごみの減量・再資源化に大きく寄与しております。

後ほど「その他」でも説明いたしますが、本年5月1日から、この剪定枝を第2資源回収ステーションへ運ぶための公用車の貸し出しを開始いたしております。

次に、「資源回収団体との連携」についてですが、子ども会・PTAなどの各種団体による資源回収の実施は、ごみ減量・再資源化のみならず地域コミュニティの活性化にも大きく寄与しており、今後とも奨励金の交付など地域団体と連携しながら資源回収の推進に努めていきます。なお、平成27年度の回収実績は約1,987トンとなっております。

次に、取組2-(2)の「事業系ごみの排出抑制及び資源化」、①の「排出抑制」、「環境センターへの搬入物の確認指導」では、組合と連携して搬入車両の内容物のチェックを行うなど、資源分別を徹底していきます。

次に、「減量化等計画書を用いた排出抑制の推進」ですが、市内の事業所・店舗において1日に100kg以上の廃棄物を排出する多量排出者や一定規模以上の事業所・店舗を有している事業者には提出を義務付けている「減量化等計画書」を確認し、先進事例の紹介を行うなど排出抑制や再資源化を推進します。

次に、計画書では28ページとなりますが、②の「資源化の

推進」、「事業系資源の市外再資源化施設への搬入促進」ですが、古紙、剪定枝、食品残渣などの事業系資源を事業者自らが資源化を行うよう、又は市外の再資源化施設へ搬入するよう指導を行います。なお、先の再資源化率でも触れましたが、この市外の再資源化施設へ搬入された事業系一般廃棄物は、本来は小牧岩倉エコルセンターに搬入されるものを市外の再資源化施設にて資源化しているものであるため、本市の再資源化率を算出する際の資源化量に組み込んでおります。

次に、会議資料 9 ページの方針 3 の「柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理」、取組 3 - (1) の「ごみ収集におけるサービスの向上」、①の「収集体制の見直し」についてですが、平成 27 年度から、収集時やごみ処理施設での事故防止のためスプレー缶、使い捨てライター、刃物類等を危険ごみとして回収しております。

しかしながら、未だに破砕ごみに大量のスプレー缶が混入しており、また、区分としては金属類となりますが、小型家電の混入も目立つことから、より一層の啓発指導に努めてまいります。

また、本年度にごみ収集体制最適化の基礎調査を行い、現在の収集コース、収集量、時間等についての現況調査を行い、分別の簡素化及び収集体制についての見直しを検討していく予定であります。

次に、②の「市民負担の軽減」の「高齢化などへの対応」ですが、現在、ごみ集積場への排出が困難な高齢者などの世帯に対し戸別収集を行う「こまやか収集」を実施しておりますが、今後もケアマネージャー、ヘルパー、ボランティア等の福祉関係者や親族の方等と連携しながら、支援を継続してまいります。

③の戸別収集の検討については、戸別収集は市民の排出利便性が高まり、また排出者が明確となることで分別マナーの向上が期待されますが、市内には狭隘道路がまだまだ多いこと、収集費用や時間の増加、受益者負担等の問題があることから、ま

ず、先の分別の簡素化及び現状の収集体制の見直しを行なった上で、今後とも検討していきたいと考えております。

次に取組 3 - (2) の「ごみ処理施設及び最終処分場の適正な維持管理の継続」についてですが、評価については全て◎とさせて頂いております。

これは、計画書の 3 2 ページ以降に施設の概要を記載しておりますが、昨年 4 月から稼働しております小牧岩倉エコルセンターについて、大きな事故も発生しておらず順調に稼働していることによるものであります。

① の「適正な運転管理」の内、「大気汚染物質の測定・公表」についても、地元区と協定を締結した厳しい基準値を大きく下回っております。

②の「資源化の推進事業」の内、「環境センターから発生する中間処理残渣の再資源化」については、計画書の 3 3 ページのフロー図をご覧ください。

燃やすごみ並びにごみ破砕施設にておよそ 1 5 c m 角まで破砕した破砕ごみと粗大ごみは、ごみ熔融施設にて約 1 , 8 0 0 ℃ の高温で熔融処理し、建設資機材などに活用できる熔融スラグやメタルを回収しております。

平成 2 7 年度の熔融スラグ回収量は岩倉市の処理分を含めて約 3 , 9 2 9 トンでしたが、この度、この熔融スラグについて側溝などのコンクリート製品やアスファルトの骨材としての J I S の認証を取得したことから、本市におきましてもこの熔融スラグを使用した製品を公共工事に優先的に利用することとしたところであります。

長くなりましたが。説明については以上です。

小柳会長

ただいまの説明について、質疑・意見等があればお願いします。

市川委員	<p>計画の進捗を管理するうえで、一番大事なことは、最終的に目指す目標設定に加え、その実現に向けた取り組みの進捗状況を第三者が見ても客観的に評価できることです。今回の計画では難しいかもしれませんが、次回策定する計画は、当事者も第三者も客観的に評価できるような目標を設定し、達成したことが確かに分かる計画にしていきたいです。</p>
藤田係長	<p>ご意見ありがとうございます。確かに今回示させていただいた「小牧市ごみ処理基本計画」に対する目標の達成状況は、若干あいまいな部分もあるかと思えます。ご指摘いただいたとおり、中期・短期の目標を掲げて、その目標が達成できたかをお示ししていきたいと考えております。</p>
松岡部長	<p>補足として申し上げます。</p> <p>市全体の上位計画として「総合計画」という計画がございます。今回、新基本計画として作り直した中では、数値目標を掲げないと進捗状況がわかりにくいということで、「総合計画」では進捗状況がわかるように目標値を置かせていただいて、新しい計画を策定させていただきました。基本的に「総合計画」に基づいて、「小牧市ごみ処理基本計画」もあるという認識をしておりますし、平成31年度には中間見直しも考えております。できるだけ進捗状況がわかる目標値を設定したいと考えておりますので、見直しの際には、改めてご相談させていただきたいと考えております。</p>
五藤副会長	<p>「小牧市ごみ処理基本計画」の数値目標は、過去の人口と過去の実績をふまえて、策定されております。今、進めている取り組みは順調に推移しており、ごみが減少傾向にあることを評価していただきたいと思えます。</p>
市川委員	<p>市がしっかり掲げた目標や取り組みの内容に異論はありません。しかし、もう少し取り組みを客観的に評価できるようにし</p>

	<p>ていただきたいです。</p>
五藤副会長	<p>年々、数値目標やそれに対する実績が明確に出されるようになってきております。この数値目標に対する実績を皆様も認識しながら、進んできていると思っております。</p>
小柳会長	<p>今後は、私たちは市のご指導をいただきながら、地域ではごみの減量をいかにしていくかが重要だと考えておりますので、市川委員の意見を尊重して進めていきたいと思っております。</p>
貝委員	<p>剪定枝の件については昨年の7月から開始されました。公用車の貸出は、今の時点で何件でしょうか。</p>
竹村主事	<p>貸出は5月1日から開始をさせていただいております。計3日間で、1日の午後、7日の午前と午後、8日の午後の延べ3名の方が貸出をご利用されたという状況です。</p>
貝委員	<p>公用車の貸出は、あくまでも土・日曜日ということでしょうか。平日は貸出できないのですか。</p>
竹村主事	<p>剪定枝の拠点回収をしております、第2資源回収ステーションは土・日曜日限定で回収しておりますので、剪定枝運搬用公用車の貸出も土・日曜日限定とさせていただいております。</p>
貝委員	<p>幌をかぶっている公用車を貸し出しているとのことですが、幌がありますと積込みや排出することが大変かのように思われます。今後、そういった意見が出てくるかと思っております。</p>
北出委員	<p>ごみが、徐々に減ってきたということですが、一般市民としては「年々、燃やすごみが減ってきていますよ。」「皆さんの努力や分別意識の向上によって、燃やすごみが減って、資源ごみが増えていますよ。」ということを一般市民にもわかりや</p>

	<p>すく、広報等で周知していただきたいです。</p>
竹村主事	<p>こちらは、毎年、前年度の実績を広報で通知をさせていただいております。今年度も、6月1日号の広報に掲載する予定です。</p>
亀井委員	<p>プラスチック製容器包装は、小牧市では全部資源化されているのでしょうか、それとも熱処理されているのでしょうか。</p>
竹村主事	<p>プラスチック製容器包装は、下末にございますレジオンに搬入をしまして、選別・圧縮し、再資源化の材料とするという容器リサイクル協会が定めた流れで処理をしております。したがって、皆さまが出されたものが燃やされているということは、ございません。</p>
市川委員	<p>岩倉市では、資源ごみの日に地域の方が20～30名ほど集まって分別をされています。これは、地域の方にとっては非常に大変なことだと思いますが、その反面、住民意識が高いです。この活動を小牧市としてはどう評価していますか。</p>
川尻課長	<p>小牧市でも、過去にカゴ回収を行っていたことがございます。しかし、カゴの出し入れなど地元の負担が非常に大きいので、今の資源袋で回収するという形に変更いたしました。そういった経緯がございますので、もう一度戻すということは難しいと考えられます。</p>
堀尾委員	<p>排出量状況の数量には、コンビニのごみも入っていますか。</p>
藤田係長	<p>コンビニは入っておりません。</p>
堀尾委員	<p>コンビニは分別せずに、全て一緒に捨てております。</p>

藤田係長	<p>コンビニのごみは入っていないと申し上げましたが、会議資料で挙げさせていただいている数値は、一般廃棄物の排出の数値となります。事業系ごみは、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。コンビニから排出されるごみの内、プラスチック類に関しては産業廃棄物となりますので、数値には入れておりません。</p>
堀尾委員	<p>うちの集積場でも担当者が分別をしておいて、次回に出すということをしておりました。リサイクルを推進されるのであれば、広報等で啓蒙活動をしていただきたいです。ごみが減っているとおっしゃりますが、実際に当番をしても、ごみが減っているとは感じないです。毎月でも広報で周知していただきたいです。</p>
河村委員	<p>外国人のごみの出し方が気になります。現状では、外国人への指導はうまくいっているのでしょうか。パンフレットを外国語で書けばよいというわけではなく、きめの細かい指導が必要ですので、徹底してやっていただきたいです。</p>
川尻課長	<p>外国人のごみの問題は非常に難しい問題です。なので、事業所にパンフレットを配布する際に、外国人労働者がいるかどうかの照会をかけ、外国人用の言語のパンフレットをつけさせていただくという試みを始めております。</p> <p>また、外国人は共同住宅に住んでいる方が多いため、管理者や管理会社を通じて指導をしていくということを強化しております。</p>
辻委員	<p>一番地元で懸念しているのは、夜中に破砕ごみなどを捨てるということをよく見かけることです。市民の目が行き届くように、ポスターや表示板などで見張っているということを知らせる対策があればと思います。今のままだとやりたい放題で、ずうずうしい人の勝ちになってしまっています。</p>

小柳会長	<p>ありがとうございます。以上で質疑を打ち切らせていただきまして、本日予定している議事を終了します。続いて、次第5その他について事務局側の説明を求めます。</p>
竹村主事	<p>それでは、次第の5その他（1）ごみ分別アプリ「ごみの日ナビ」配信開始についてご説明します。</p> <p>資料10ページをご覧ください。</p> <p>本アプリは、ごみ収集日をお知らせするアラーム機能、ごみの分別方法を掲載している「分別マニュアル」、1700品目以上の分別を掲載している「ごみ分別辞典」、よくある質問とその回答集を掲載している「よくある質問」の4つの便利機能を詰め込んだスマートフォン向けアプリです。</p> <p>開発につきましては、本市が使用済小型家電の戸別回収の協定を締結しているリネットジャパンと共同で開発を行いました。</p> <p>当資料の最下部に 아이폰、アンドロイド共通のQRコードを掲載しておりますので、スマートフォンをお持ちの方は是非、ダウンロードください。</p> <p>続きまして、（2）剪定枝運搬用公用車貸出開始についてご説明します。</p> <p>資料11ページをご覧ください。</p> <p>本事業はこれまで以上に剪定枝を拠点回収場所へ持ち込みやすくなるよう市民の利便性向上を図るため、大草にございます第2資源回収ステーションが開設されている土曜・日曜を限定に使用されていない公用車を1台、貸出を行うものです。</p> <p>平成28年4月15日より受付開始、5月1日より貸出を開始しております。</p> <p>貸し出す車としては、現在、廃棄物対策課で使用している公用車を1台。車種としては三菱キャブオーバーで写真のとおりホロ付きの軽トラックです。</p> <p>貸出の要件としては、市内に住所を有し、家庭から発生した</p>

	<p>これにて閉会としたいと思います。</p>
--	-------------------------